に係るものを除く。）の額に相当する額

$J_{13} = 0.033$

算式Ⅴ

$$\frac{B \times 0.3 + \sum_{n=13}^{15} (C_n \times D_n)}{554\text{円} \times A}$$

算式Ⅴの符号

A　測定単位の数値

B　国庫の補助金を受けて施行した都市公園法第２条第１項に規定する都市公園又は都市公園等整備緊急措置法（昭和47年法律第67号）第２条第１項第３号に該当する公園の整備事業に係る経費に充てるため昭和63年度から平成10年度までの各年度において発行を許可された地方債（平成３年度から平成10年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、財源対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、地域財政特例対策債、地方債計画に計上されない地方債及び総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）で総務大臣が調査したものの当該年度における元利償還金

C_n　国庫の補助金を受けて施行した都市公園法第２条第１項に指定する都市公園又は都市公園等整備緊急措置法第２条第１項第３号に該当する公園の整備事業に係る経費に充てるため平成n年度において発行を許可された地方債（平成13年度から平成15年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、財源対策債、平成13年度及び平成14年度において発行を許可された補正予算債、地方債計画に計上されない地方債並びに総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）で総務大臣が調査した額

$D_{13} = 0.020$

$D_{14} = 0.013$

$D_{15} = 0.012$

算式Ⅵ

$$\frac{B \times \alpha \times 0.285}{554\text{円} \times A}$$

算式Ⅴ

$$\frac{B \times 0.3 + \sum_{n=14}^{15} (C_n \times D_n)}{536\text{円} \times A}$$

算式Ⅴの符号

A　測定単位の数値

B　国庫の補助金を受けて施行した都市公園法第２条第１項に規定する都市公園又は都市公園等整備緊急措置法（昭和47年法律第67号）第２条第１項第３号に該当する公園の整備事業に係る経費に充てるため昭和63年度から平成10年度までの各年度において発行を許可された地方債（平成３年度から平成10年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、財源対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、地域財政特例対策債、地方債計画に計上されない地方債及び総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）で総務大臣が調査したものの当該年度における元利償還金

C_n　国庫の補助金を受けて施行した都市公園法第２条第１項に指定する都市公園又は都市公園等整備緊急措置法第２条第１項第３号に該当する公園の整備事業に係る経費に充てるため平成n年度において発行を許可された地方債（平成14年度及び平成15年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、財源対策債、平成14年度において発行を許可された補正予算債、地方債計画に計上されない地方債並びに総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）で総務大臣が調査した額

$D_{14} = 0.013$

$D_{15} = 0.012$

算式Ⅵ

$$\frac{B \times \alpha \times 0.285}{536\text{円} \times A}$$